

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託のプロポーザル方式による業務委託に係る候補者（以下「委託候補者」という。）選定を厳正かつ公平に行うため、吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議したうえで、当該業務にふさわしい委託候補者を選定するものとする。

- (1) 審査基準に基づく提案内容の評価
- (2) 委託候補者の選定
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充て、町長が任命する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 教育委員のうち、保護者である者 1人
- (4) 教育委員会の指導主事 1人
- (5) 三田川中学校の校長又は教頭 1人
- (6) 東脊振中学校の校長又は教頭 1人
- (7) 社会教育課長 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会の委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の所掌事務の完了をもって終了する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(中立の保持)

第9条 委員会の委員は、委託候補者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

2 委員は、町全体の教育環境の向上及び統合中学校の整備という観点から、公正かつ客観的に審査を行わなければならない、自己の所属する機関又は学校の個別の利益を優先してはならない。

3 委員は、委託候補者との間に、審査の公正性に疑義を生じさせるおそれのある利害関係がある場合は、速やかに委員長に申し出なければならない。

4 前項の申出があった場合における当該委員の審査への関与については、当該委員を除く委員会が決定する。

5 前項の規定により審査に関与しないこととされた委員は、当該審査に係る第6条第2項の出席委員の数及び同条第3項の議決に加わる委員の数に算入しない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月23日から施行する。